

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月19日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第8号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(乗車又は積載の制限等)</p> <p>第12条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限</p> <p>ア 二輪又は三輪の自転車には、次のいずれかに該当する場合を除くほか、運転者以外の者を乗車させないこと。</p> <p>(ア) 16歳以上の運転者が、<u>6歳未満の者</u>1人を幼児用座席に乗車させる場合</p> <p>(イ) 16歳以上の運転者が、4歳未満の者を背負い、帯等で確実に緊縛した場合</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(エ) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>(乗車又は積載の制限等)</p> <p>第12条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限</p> <p>ア 二輪又は三輪の自転車には、次のいずれかに該当する場合を除くほか、運転者以外の者を乗車させないこと。</p> <p>(ア) 16歳以上の運転者が、<u>幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）</u>1人を幼児用座席に乗車させる場合</p> <p>(イ) <u>16歳以上の運転者が、幼児2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させる場合</u></p> <p>(ウ) 16歳以上の運転者が、4歳未満の者を背負い、帯等で確実に緊縛した場合 <u>（(イ)に該当する場合を除く。）</u></p> <p>(エ) [略]</p> <p>(オ) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。